

議案第20号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う特別職非常勤職員に係る関係条例の整備に関する条例

(特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

(単位：円)

区分		報酬		費用弁償額	
		単位	報酬額		
教育委員会	委員	月額	37,500	町長相当額。ただし、十勝管内の市町村に日帰り旅行をした場合の日当は、次による。 (1)幕別町内 650 (2)帯広市・音更町・池田町 1,000 (3)前2号以外の各町村 2,400	
選挙管理委員会	委員長	日額	9,000		
	委員	日額	8,200		
公平委員会	委員長	日額	9,000		
	委員	日額	8,200		
監査委員	識見者の委員	月額	125,000		
	議会議員の委員	月額	46,000		
農業委員会	会長	月額	57,500		
	会長代理	月額	43,000		
	委員	月額	37,500		
固定資産評価審査委員会	委員長	日額	9,000		
	委員	日額	8,200		
附属機関	介護認定審査会	会長（合議体の長含む。）	日額		12,000
		委員	日額		10,000
	障害程度区分認定審査会	会長	日額		12,000
		委員	日額	10,000	
	予防接種健康被害調査委員会	委員	日額	12,000	
	その他の附属機関	会長等	日額	5,700	
委員		日額	5,200		
専門委員		日額	5,200		
選挙長		日額	10,800	町長相当額。ただし、	

選挙長職務代理者	日額	8,900	町内日当は650円とし、宿泊しない場合は送致立会人を除き支給しない。
選挙立会人	日額	8,900	
開票管理者	日額	10,800	
開票管理者職務代理者	日額	8,900	
開票立会人	日額	8,900	
投票所の投票管理者	日額	12,800	
期日前投票所の投票管理者	日額	11,300	
投票管理者職務代理者	日額	10,800	
投票所の投票立会人	日額	10,900	
期日前投票所の投票立会人	日額	9,600	

備考 費用弁償額については、幕別町職員等の旅費に関する条例（昭和31年条例第15号）第32条の規定を適用しない。

（幕別町嘱託医師等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第2条 幕別町嘱託医師等の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和53年条例第8号）の一部を次のように改正する。

題名中「幕別町嘱託医師等」を「特別職の職員で医師等」に改める。

第1条中「幕別町が嘱託する医師、薬剤師、訓練師、看護師及びこれらの補助者（以下「嘱託医等」という。）」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2の規定に基づき、特別職の職員で医師、薬剤師及びこれらの補助者（以下「医師等」という。）」に改める。

第3条及び第4条中「嘱託医等」を「医師等」に改める。

別表を次のように改める。

別表

（単位：円）

区分		報酬		費用弁償額
		単位	報酬額	
保健 医 師	指導医	年額	670,000	町長相当額。ただし、日当は13,500
	指導歯科医	年額	270,000	町長相当額。ただし、日当は13,500
	巡回診療医	日額	12,400	町長相当額。ただし、日当は9,100
予防接種医師		—	—	町長相当額。ただし、日当は1箇所につき29,300
保育所・ 幼稚園学 校医師等	医師	—	—	町長相当額。ただし、日当は21,500
	歯科医師	—	—	町長相当額。ただし、日当は21,500
	薬剤師	—	—	町長相当額。ただし、日当は10,800
	補助者	—	—	町長相当額。ただし、日当は2,900

産業医	月額	25,100	町長相当額。ただし、日当は650
-----	----	--------	------------------

備考 医師等が北海道から派遣された場合は、費用弁償のみ支給する。

この場合において、費用弁償額は北海道職員の例による。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。